

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町 3 番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 1
- 秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則（第2号）…………… 1

告 示

- 行旅死亡人の取扱いについて（第1号）…………… 2
- 農産物の売払代金の収納事務の委託について（第2号）…………… 2
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第3号）…………… 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第4号）…………… 2
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第5号）…………… 3
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第6号）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および介護予防サービス事業者の指定について（第7号）…………… 3
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第8号）…………… 3
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第9号）…………… 3
- 生活保護法による医療機関の指定、変更および廃止について（第10号）…………… 3
- 生活保護法による施術者の指定について（第11号）…………… 4
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第12号）…………… 4
- 住民票の職権消除について（第13号）…………… 4

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号）…………… 5

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第1号）…………… 5
- 農業委員会総会の招集について（第2号）…………… 5

上下水道局告示

- 収納取扱金融機関の指定の取消しについて（第1号）…………… 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了について…………… 5
- 入札参加者の公募について…………… 5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について…………… 6
- 入札参加希望者の公募について…………… 7

- 入札参加希望者の公募について…………… 7
- 予防接種法による定期予防接種について…………… 8
- 建築基準法による道路の指定について…………… 8
- 予防接種法による定期予防接種について…………… 8
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 8
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取について…………… 9
- 秋田市森林整備計画の樹立について…………… 9
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の作成について…………… 9
- 財政報告書の公表について…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 9

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について…………… 9

規 則

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 1 月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 1 号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成 9 年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の 2 の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第 5 号）附則第59条第 1 項および附則第60条第 1 項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則別表の備考の 2 の(3)の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 1 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 2 号

秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則

第 1 条 次に掲げる条例の施行期日は、平成27年 4 月 1 日とする。

(1) 秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第56号）

(2) 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）

(3) 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）

(4) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）

(5) 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）

2 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第57号）附則本文に規定する規定の施行期日は、平成27年 4 月 1 日とする。

告 示

秋田市告示第 1 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 7 条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第 9 条の規定により告示する。

平成27年 1 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

1 本籍、住所および氏名
不詳

2 年齢、性別等
20代から50代（推定）の男性、10代から40代（推定）の女性
ならびに年齢および性別不詳のいずれも人骨

3 人相、体格、特徴等
不詳

4 発見年月日
平成26年 9 月13日

5 発見場所
秋田市土崎港北六丁目24番地62の掘削工事現場

6 死亡年月日
不詳（死後経過10年以上）

7 処置
平成26年12月19日午後 1 時45分に秋田市斎場で火葬し、遺骨を保管している。

8 連絡先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話 018-866-2090

秋田市告示第 2 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、農産物の売払代金の収納事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 1 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名
秋田市千秋矢留町 2 番40号

新あきた農業協同組合
代表理事組合長 船木 耕太郎

2 委託期間
平成27年 1 月 7 日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年 1 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第189号	佐野薬局八橋大畑店	秋田市八橋大畑 二丁目 3 番 2 号	平成27年 1 月 1 日

秋田市告示第 4 号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 1 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3 台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台

(2) 撤去し、保管した年月日
平成26年12月12日から同月27日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成27年 1 月22日から同年 7 月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第 5 号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 1 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

平成27年 1 月13日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
有限会社 夢介護	介護相談 所だまこ 亭	秋田市土崎 港南一丁目 9 番28号	平成26年 12月31日	居宅介護支 援

秋田市告示第 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項、第79条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年 1 月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 ホーク	やよい薬 局	秋田市旭北 栄町 5 番18 号	平成27年 1 月15日	居宅療養管 理指導、介 護予防居宅 療養管理指 導
有限会社 せきれい	居宅介護 支援事業 所自由が 丘	秋田市下新 城中野字街 道 端 西 321 番地	平成27年 1 月15日	居宅介護支 援

秋田市告示第 8 号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 1 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度および平成26年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第 9 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

平成27年 1 月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
グループホーム やばせ翔裕館	秋田市八橋本町三丁目14番18号	平成26年 12月 1 日
グループホーム 赤とんぼ	秋田市雄和新波字竹ノ花12番地	平成26年 12月 1 日
在宅介護支援お がた	秋田市南通みその町 4 番55号	平成26年 12月 1 日
居宅介護支援事 業所笑咲	秋田市添川字地ノ内175番地14	平成26年 12月15日
佐野薬局八橋大 畑店	秋田市八橋大畑二丁目 3 番 2 号	平成27年 1 月 1 日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
有限会社ハ ンドネット ワーク	秋田市外旭川字 三後田169番地 エクセル山本1 F	秋田市外旭川字 三後田250番地 S K オフィスビ ル1 F	平成26年 12月 4 日
名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
きらら居宅 介護支援事 業所竿燈通 り	きらら居宅介護 支援事業所竿燈 通り	きらら居宅介護 支援事業所	平成26年 12月15日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
介護相談所だまこ亭	秋田市土崎港南一丁目 9 番28号	平成26年 12月31日

秋田市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法

律第30号) 第14条第 4 項においてその例による場合を含む。) の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成27年 1 月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
もみの木デンタルクリニック もみの木ストレスクリニック	秋田市飯島字堀川10番地	平成26年 12月 5 日
あきた駅前内科 外科クリニック	秋田市千秋久保田町 3 番15号 三宅ビル 2 F	平成26年 12月 1 日
佐野薬局八橋大 畑店	秋田市八橋大畑二丁目 3 番 2 号	平成27年 1 月 1 日
訪問看護ステーション笑咲	秋田市添川字地ノ内175番地 14	平成26年 11月 1 日

2 変更

名 称	変更事項 (名称)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
もみの木デンタルクリニック もみの木ストレスクリニック	もみの木デ ンタルクリ ニック	もみの木デンタルクリニック もみの木ストレスクリニック	平成26年 12月 5 日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
千寿苑訪問看護ステーション	秋田市外旭川字大谷地163 番地27	平成23年 6 月30日
土崎訪問看護ステーション	秋田市土崎港中央四丁目 4 番26号	平成20年 3 月31日
仁井田訪問看護ステーション	秋田市仁井田新田三丁目 1 番15号	平成18年 10月31日
あきた駅前内科外科 クリニック	秋田市千秋久保田町 3 番 15号 三宅ビル 2 F	平成26年 11月30日

秋田市告示第11号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例による場合を含む。) の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成27年 1 月21日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏名	施術所の名称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
----	--------	---------------	------------

佐藤 貴裕	鍼灸マッサージ こころも上野治 療院	大仙市佐野町14 番 3 号 アクアウエスト 102	平成27年 1 月12日
-------	--------------------------	-------------------------------------	-----------------

秋田市告示第12号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 1 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙 (省略) のとおり
- 送達する書類
(1) 平成26年度第 3 期国民健康保険税督促状
(2) 平成26年度第 5 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第13号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第12条第 1 項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成27年 1 月29日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市新屋松美ガ丘南町 9 番 6 号	菅原 由春
秋田市御野場七丁目 1 番24-203号	金城小百合
秋田市御野場七丁目 1 番24-203号	金城 栞
秋田市東通四丁目 1 番23号 コーポ小沼101号	川井 尚

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません (行政不服審査法第20条)。
(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます (行政事件訴訟法第 8 条)。
(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損

- 害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成27年1月23日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年1月16日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 英 憲

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成27年1月19日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成27年1月9日

- 秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
- 案件
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（9件）
- 2 農用地利用集積計画（平成26年度第9号）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件（1件）

秋田市農委告示第2号

平成27年1月30日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成27年1月23日

- 秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
- 案件
- 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査の件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定の取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成27年1月26日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 1 収納取扱金融機関の名称
株式会社みちのく銀行秋田支店
- 2 取消年月日
平成27年1月16日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成26年7月31日付け秋田市指令第3956号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成27年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市山王新町19番37号
トーケンホーム株式会社
代表取締役 男鹿谷 隆
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市旭川新藤田西町189番1の内、261番1、261番3、278番4、280番1、281番、282番、283番、284番1、189番1地先水路および278番4地先水路

秋田市公告

秋田市文化会館内に設置する飲料水等自動販売機について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成27年1月5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市文化会館自動販売機設置場所貸付				
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	貸付場所	貸付可能台数	貸付面積	最低落札価格 (年・税抜き)
	1	正面玄関風除室	1	約1.4㎡	169,908円
(3) 貸 付 期 間	平成27年4月4日から平成30年3月31日まで				
(4) 入札参加要件	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 エ 市税の滞納がないこと。 オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 カ 自動販売機の設置・運営業務において、3年以上の実績を有する者であること。				

(5) 入札参加申込み	
受付期間	平成27年 1 月 9 日(金)から同月23日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
受付場所	秋田市山王七丁目 3 番 1 号 秋田市文化会館施設担当
(6) 指名(非指名)通知	平成27年 1 月27日(火)までに F A X で通知
(7) 入 札	
日 時	平成27年 1 月30日(金) 物件番号 1 午前10時
場 所	秋田市山王七丁目 3 番 1 号 秋田市文化会館 中 2 階「第一会議室」
入札保証金	免除
(8) 契 約 日	平成27年 2 月 6 日(金)

- 2 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成27年 1 月23日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 入札参加申込書
イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）
ウ 納税証明書（写し可）
（ア）秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
（イ）秋田市に納めた固定資産税
※ いずれも直近の営業年度で、発行後 3 か月以内のものを提出すること。
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、通帳の写し等の提出でも可
エ 誓約書
オ アおよびエの様式は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。

(2) 申請書等の提出
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- 3 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成27年 1 月27日(火)までに行う。
- 4 入札について
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 今回の入札は、物件番号 1 のみである。

(3) 入札書に記載する入札金額は、1 物件当たりの 1 年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) その他入札・契約の条件等については、「秋田市文化会館自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

5 その他
(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申請書等は、返却しない。
(3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市文化会館施設担当
電話 018-865-1191
- 秋田市公告
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。
平成27年 1 月 7 日
秋田市長 穂 積 志
- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
三井住友信託銀行株式会社 支配人 浅井 克幸
東京都港区芝三丁目33番 1 号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 グランマート手形店
所在地 秋田県秋田市手形休下町102番地 3 外 3 筆

(3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 恭侑
変更後 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 智史

(4) 変更年月日 平成23年 3 月21日

(5) 変更理由
役員人事の為
- 2 届出年月日 平成27年 1 月 5 日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成27年 1 月 7 日から同年 5 月 7 日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成27年 1 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 件名（内容については仕様書参照）
冷温水機操作盤不具合修繕（矢崎 CH-M90HC、1・2号機）
- (2) 履行場所
秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 履行期間
契約の日から平成27年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件
ア 秋田市建設工事入札参加資格の管工事A級又はB級に格付されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時 平成27年 1 月28日(水) 午前10時
- (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から平成27年 2 月3日(木)まで
- (5) 注意事項
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間
平成27年 1 月 8 日(水)から同月16日(金)まで。ただし、同月13日(火)は休館日のため不可とする。
- (2) 受付時間
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前 9 時から正午までとする。

- (3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (4) 提出書類 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- (5) その他

ア 申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
イ 申込書等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、平成27年 1 月22日(木)までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター
電話 827-2171
- (4) 仕様書等の内容に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター
電話 827-2171

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成27年 1 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 件名（内容については仕様書参照）
非常用発電機定期部品交換修繕（三菱電機 PG78PY-ROS）
- (2) 履行場所
秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 履行期間
契約の日から平成27年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件
ア 秋田市建設工事入札参加資格の電気工事A級又はB級に格付されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時 平成27年 1 月28日(水) 午前10時
- (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から平成27年 2 月3日(木)まで
- (5) 注意事項
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成27年1月8日(休)から同月16日(金)まで。ただし、同月13日(火)は休館日のため不可とする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター

(秋田市仁別字マントラメ227番地1)

(4) 提出書類 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

(5) その他

ア 申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 申込書等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、平成27年1月22日(木)までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター

電話 827—2171

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター

電話 827—2171

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項、第2項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年1月9日

秋田市長 穂 積 志

追加

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	予防接種の種類	追 加 年月日
柴田 裕	秋田市広面字川崎125番地1 秋田往診クリニック	高齢者用肺炎球菌ワクチン 高齢者用インフルエンザワクチン 水痘ワクチン	平成26年 12月1日

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第31条の規定に基づき、公告する。

平成27年1月20日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号

東北ミサワホーム株式会社

代表取締役 南雲秀夫

2 道路位置指定箇所

秋田市外旭川字堂ノ前193番1

3 道路幅員 5.00～5.02メートル

4 道路延長 34.98メートル

5 指定年月日および番号

平成27年1月20日 第8号

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項、第2項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年1月26日

秋田市長 穂 積 志

1 追加

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	予防接種の種類	追 加 年月日
和田 勲	秋田市八橋大畑二丁目3番3号 クリニック八橋和田内科	高齢者用肺炎球菌ワクチン 高齢者用インフルエンザワクチン	平成27年 1月9日

2 変更

予防接種を行う医師の氏名		予防接種を行う主たる場所	変 更 年月日
新	旧	秋田市南通みその町3番15号 中通総合病院	平成26年 12月11日
ワッツ志保里	後藤 志保里		

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成26年度第9号計画)を

定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 1 月27日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により公告する。

平成27年 1 月27日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

- 意見聴取の日時 平成27年 2 月 9 日(月) 午後 6 時
- 意見聴取の場所 秋田市立桜小学校
- 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第 1 項ただし書の規定により、第一種低層住居専用地域内において建築してはならない建築物の建築を許可することについて
- 建築計画の概要
 - 建築物の主要用途 集会場
 - 建築物の位置 秋田市桜台一丁目77番 1 地内
 - 構造および規模 鉄骨造 2 階建て
 - 敷地面積 607.26㎡
 - 延べ面積 726.96㎡
- 申請者の住所および氏名
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 5 第 1 項の規定により秋田市森林整備計画を樹立したので、同法第10条の 5 第10項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成27年 1 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 秋田市森林整備計画書
- 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農地森林整備課

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成27年 1 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 調査を行った地区 秋田市河辺和田字宮崎の一部および同字小川向の一部

- 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿
- 閲覧期間 平成27年 2 月 4 日から同月23日までの20日間。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 閲覧時間 午前 9 時から午後 4 時30分まで
- 閲覧場所 河辺市民サービスセンター 2 階大会議室
- 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 地図は平成25年11月測量、簿冊は平成27年 1 月15日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成 7 年秋田市条例第48号）第 2 条第 1 項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第 4 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年 1 月30日

秋田市長 穂 積 志
(次のとおり略)

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の 2 第 1 項の規定により、平成26年11月18日付け秋田市指令第4931号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成27年 1 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市保戸野原の町 5 番 2 号
工藤 茂高
- 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島字薬師田324番 2、325番 2、326番 2、358番、359番、360番および324番 2 地先水路

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年 1 月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市将軍野南四丁目および太平八田字関口（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

